

品川区行政評価委員会設置要綱

制定 令和8年4月9日区長決定 要綱第72号

(設置)

第1条 区民ニーズを事業に反映するとともに、効果の低い事業の改善および見直しを図るため、デジタルプラットフォーム等に寄せられた区民意見を政策に適切に結び付けていくことを目的として、行政評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 区長が指定する事業の評価および政策の立案等に関する事項
- (2) その他行政評価に関し、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、4名以内の委員をもって組織する。

2 区長が必要と認めるときは、前項に掲げる人数を超えて委員を委嘱することができる。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他区長が必要と認める者

2 委員の任期は、区長が委嘱した日から委嘱した日の属する年度の3月末までの期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、区長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議は、非公開とし、議事の概要はこれを公表する。

4 区長が必要と認めるときは、会議はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、テレビ電話装置等を活用して会議に参加した者は、会議に出席したものとみなす。

5 委員がテレビ電話装置等を活用して会議に参加した場合において、当該委員が使用するテレビ電話装置等が、音声の送信または受信ができなくなったときは、当該委員は、音声の送信または受信ができなくなった時刻から退席したものとみなす。

6 区長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画経営部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に企画経営部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。